

徳島市監査委員告示第16号

令和4年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和5年5月1日

徳島市監査委員	尾	田	正	則
同	藤	原		晃
同	土	井	昭	一
同	武	知	浩	之

徳島市監査委員 殿

徳島市長 内藤 佐和子

令和4年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果（令和5年3月31日報告分）に基づく措置状況

病院局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 支出事務 (1) 出張が完了した後、文書による復命が行われていないものがあつた。	1 支出事務 (1) 復命の実施状況を点検し、未提出の復命書を整備するとともに、「徳島市病院局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程第30条第4項」に則り、出張が完了したときは文書による復命を行うように院内周知を行いました。
2 その他 (1) タクシー券の受払簿において、使用目的を確認することができなかつた。	2 その他 (1) タクシー券の受払簿に用途欄を設けるとともに、使用目的を必ず明記するよう院内周知を行いました。